

## 岸和田市障害者共同生活援助家賃支給要領

### (目的)

第1条 この要領は、予算の定めるところにより、市内に共同生活援助（以下「グループホーム」という。）を設置する市内に存する社会福祉法人又は医療法人その他の法人格を有するものからの申請に対し、家賃（管理費及び駐車場費等を除く。）の一部を支給することにより入居者の経済的負担を軽減し、障害のある人が地域の中で共に暮らすことで自立生活を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) グループホーム 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づき実施するものをいう。

### (支給額)

第3条 支給する額は、第1条に定義するグループホームに岸和田市の援護を受け入居する知的、身体及び精神障害者（但し、生活保護法（昭和25年号外法律第144号）の適用を受けている者及び体験利用者を除く。）が支払う月額家賃の2分の1とする。ただし、一人あたり月額15,000円を限度とする。（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第21条第1項第2号の規定に基づき共同生活住居費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（以下、基準費用額という。）を支給されている者については、前項の額より基準費用額を除いた額を限度とする。

### (申請)

第4条 申請をしようとする者は、グループホーム家賃支給申請書（様式第1号）を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) グループホーム契約家賃額証明書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

### (返還)

第5条 市長は、申請等に虚偽または不正を発見した場合は、支給金額の返還その他必要な措置を命ずることができる。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成18年10月1日から実施する。

#### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要領は、平成 22 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 23 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。